

令和8年3月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和8年3月総会

## 萩市農業委員会総会議事録

3月19日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

### ○提出議案

- 議案第 7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 議案第 8号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取について
- 議案第 9号 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について
- 議案第10号 地域計画の変更に係る意見書交付について
- 議案第11号 所有者不明農地における県裁定による農用地利用集積等促進計画の設定について
- 議案第12号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について
- 議案第13号 現況確認書の交付について

### ○出席委員(16名)

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 中村 博   | 2番 横山 喜一郎  |
| 3番 三村 浩一  | 欠席 守永 正範   |
| 5番 大石 博則  | 6番 鈴川 肇    |
| 7番 原川 久美子 | 8番 藤田 芳昭   |
| 9番 矢次 利典  | 10番 岩本 裕子  |
| 11番 中野 恵子 | 12番 草野 隆司  |
| 欠席 原田 知美  | 14番 金子 哲也  |
| 欠席 大田 忠男  | 16番 品川 民雄  |
| 17番 長富 繁美 | 18番 松田 由美子 |
| 19番 片岡 兼雄 |            |

### ○議事録署名委員

- 3番 三村 浩一                      14番 金子 哲也

### ○議 事

事務局長

ただいまから、令和8年3月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長  
にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員で  
すが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、3番 三村委員、14番 金子委員  
をお願いいたします。

議 長 議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」  
を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第7号第1項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る3月2日、●●●委員さん、●●●職務代理さん、●●●推  
進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東に約2kmに位置し、赤丸でお示しし  
た箇所となります。

申請地は●●●ほか20筆で、地目は登記・現況ともに田が19  
筆、登記・現況ともに畑が2筆で、全体の合計面積は26,270.  
25㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の  
種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、市外在住で農業後継  
者もいないことから、相続した農地について、宅地や山林とともに  
市の空き家バンク制度へ登録しておられました。このたび、譲受人  
である、●●●さんが当該物件を取得されることとなり、双方合意  
の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、●●●からの移住者ですが、●●●等に  
5年ほど経験があり、草刈り等の作業には慣れておられますが、農  
業経験はないということで、地元と連携しながらやりたいというご

意向でありました。

●●●さんは、年齢●●●歳で、今申し上げたとおり、農業経験年数はありません。農作業従事日数は150日の予定となっております。

営農計画ですが、申請地において水田については、令和9年3月末まで地元の農業法人との利用権設定がなされておりますので法人が水田の管理を行われます。畑については、露地野菜等の栽培を行われるご予定です。

併せて、現在、譲渡人が地元農業法人の構成員であることから、この法人の出資を●●●さんが引き継ぐ形で構成員となるため、農地の合意解約なしに耕作管理を継続することとなります。

なお、利用権設定の期間満了後は、譲受人が自ら耕作管理を行われるご意向で、利用権設定がある間に法人等から、機械作業に係る技術指導をいただくことで調整なされています。

農機具の保有状況ですが、現在、保有機械をお持ちでないため、地元法人や中山間集落協定に加入予定ですので、こちらの共同作業機械を借りられる予定ですが、草刈機や耕運機など、営農に必要な作業機械は導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 9 番 この件につきまして、3月2日、事務局3名、●●●委員さんをはじめ、2名の推進委員と、そして譲渡人の●●●さんのお姉さんと現地確認をいたしました。

詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、私からは控えさせていただきます。●●●地域はどこも限界集落で、年寄りばかりですが、若い人が入ってくれるということは、集落の活性化にもなりますし、良いことだと思っております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
若い方が入って地元としては大歓迎ですね。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは、採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る3月4日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局、行政書士立会いのもと、現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約3.6kmに位置し、赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに畑、面積は322㎡です。

譲受人は●●●、●●●地区の●●●さんで、耕作面積は18,503㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●、●●●地区の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢となり農業後継者もおらず、自宅から離れて飛び地となっている申請農地について、耕作管理が十分にできないことから、申請地の近隣にお住いの譲受人である●●●さんへ売買により譲渡する旨、打診をされておられました。

この申し出に対して、譲受人の●●●さんが応じられることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は40年。農作業従事日数は300日となっております。

営農計画ですが、申請地において栗の木が植生しており、引き続き栗の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機や管理機、草刈機、田植機、コ

ンバインなど営農に必要な作業機械一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 8 番 この件につきまして、3月4日、●●●推進委員、●●●推進委員、事務局2名とで現地確認を行いました。スライドをご覧のとおり、何十年も何も作っていない状態であり、譲渡人の●●●さん自身が農業をされておらず家から離れておられますので、管理が難しいことから、誰かいないかということで探されていたところ、●●●さんの家から近いということもあり、●●●さんがどうにかしようということで、受けられました。私の友達でございますが、受けた以上は、しっかり草刈り等の管理をされると思いますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第8号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 農地中間管理事業による利用権設定について、農地中間管理事業法第19条第2項に基づく農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構からの計画案作成協力に基づいて市町が農用地利

用促進計画（案）を作成し、農地中間管理機構へ提出することとなります。この作成された、農用地利用集積等促進計画（案）については、機構法第19条第3項により農業委員会の意見を聴取するものことから、計画（案）について本総会にて意見を問うものでございます。

このたびの農用地利用集積等促進計画（案）ですが、農地中間管理事業の2段階方式と一括方式により、4月1日付けで新規契約を行うものを上程するものです。

なお、2段階方式とは、従前の「公社通し」と呼ばれていた、契約期間が一般的に10年以上の利用権設定によるものを言い、一括方式とは、従前の「相対契約」による利用権設定を言います。

それでは、別冊でご用意させていただいている促進計画（案）に係る利用権設定状況について、はじめに2段階方式の契約からご説明いたします。

表紙をめくって次のページのとりまとめ表をご覧ください。

令和8年4月1日に利用権設定されるものは、田万川地域、むつみ地域、須佐地域、旭地域、福栄地域において新規若しくは再設定がございまして、総件数は219件、筆数が815筆、地目は田の筆の合計面積が1,154,867㎡、畑の筆の合計面積が112,025㎡、全体の面積は1,266,892㎡になります。次のページに促進計画（案）の内容を記載しております。

2段階方式の傾向としては、●●●地域の農地利用最適化推進委員である●●●さんが新規で約80aの利用権設定をなされたほか、各地域においては、10年に一度の農業法人の契約更新によるものが目立っております。

続いて、旧相対契約にあたる一括方式についてご説明いたします。

別冊の資料の表紙をめくって次のページのとりまとめ表をご覧ください。

令和8年4月1日に、新規設定及び法改正前の集積計画から更新により利用権設定される農地ですが、件数が多いため表の右側の新規と更新の合計部分を読み上げますが、件数が274件、筆数が622筆、地目が田の合計面積は889,028㎡、地目が畑の合計面積が39,254㎡、全体の合計面積は928,282㎡となります。次のページには地域ごとの促進計画（案）の内容を記載しております。

一括方式の傾向については、使用貸借による契約も増えておりますが、賃借権においては、米価の高騰もあり、物納による契約が目立っております。また、耕作者の高齢化等による理由から契約期間を従前よりも短く、1年から3年で更新するといったものが多かつ

た印象です。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、それでは採決いたします。議案第8号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり承認といたします。

#### (報告事案-1)

議長 議案第9号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第9号、「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)」についてご説明します。本議案につきましては、農業委員会の適正な事務実施について、国が定めた項目に基づき、最適化活動の目標等を定めるもので、3月末までに決定することになっておりますが、目標設定の根拠となる令和7年度末の集積面積や遊休農地面積が確定していないため、今回は暫定値での設定でございます。濃い色になっている箇所の数字は変更となる場合があります。

それでは5ページをご覧ください。5ページは、令和8年4月1日現在の農業委員会の状況で、萩市の耕地面積は4,160haとなっておりますが、これは令和6年の数字であり、令和7年分は農林水産省の公表ののちに修正することとなります。

つづきまして、6ページでございます。6ページの1、最適化活動の成果目標でございますが、(1)農地の集積の①は現状及び課題で、これまでの、担い手への農地の集積面積が1,713ha、集積率41.2%となっております。この集積面積は暫定値となります。次に、②の目標については、令和12年度末の集積率の目標が60%となっております。これは令和7年12月に山口県が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の集積目標に合わせたものです。この目標を達成するためには、令和8年度中に新規の集積面積を159ha増やす必要があります。

次に、(2) 遊休農地の解消の①は現状及び課題で、現在の1号遊休農地の面積は25haとなっており、このうち、草刈り等で直ちに耕作可能な緑区分の遊休農地が16ha、基盤整備等を行えば耕作可能となる黄区分の遊休農地が9haとなっております。この遊休農地面積は暫定値となります。次に、②の目標については、緑区分の遊休農地の解消目標面積が5haとなっております。解消するためには、耕作再開か農地中間管理機構への貸付を行う必要があります。

また、黄区分の遊休農地9haについて、解消のための工程表の策定方針ですが、「利用状況調査において現況を確認し、所有者の意向や周辺農地の営農状況を把握した上で今後の土地利用について検討する」といたします。また、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積ですが、令和7年度に新たに遊休農地指定した農地は、農地中間管理機構への貸付が成立し、年度内に解消されたので0haとなっております。

つづきまして、7ページでございます。7ページの(3)、新規参入の促進の①は現状及び課題で、記載のとおりです。令和7年度の新規参入者ですが、27経営体、16.1haの参入面積となりました。これは、定住による新規参入者や下限面積の廃止により新たに農地所有者となった者を含む経営体数でございます。次に、②の目標については、令和3年度から令和5年度の権利移動面積、これは農地法3条許可及び農用地利用集積計画によって権利の設定が行われた農地面積となりますが、この3年間の平均が150haでございます。目標面積はこの150haの1割以上にする必要があるため、15haといたしました。これは、令和8年度中に、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得て公表する農地の目標面積となります。

つづきまして、7ページ中段の2、最適化活動の活動目標の(1)、農業委員及び推進委員が最適化活動を行う日数の目標ですが、1月当たり10日としております。目標としては高い数字となりますが、引き続きご協力をお願いいたします。

(2)の活動強化月間は、8月から10月の3回を設定、(3)の新規参入者相談会への参加目標は1回で、山口県及びやまぐち農林振興公社が開催する相談会への参加等をお願いするものでございます。

今回は暫定値での設定となっておりますので、令和7年度の担い手への農地の集積面積、遊休農地面積が確定しましたら、改めて議案として提出する予定です。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、それでは、採決いたします。議案第9号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり承認といたします。

(報告事案-1)

議 長 議案第10号「地域計画の変更に係る意見書交付について」を、議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第10号、「地域計画の変更に係る意見書交付について」ご報告します。

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、市町村は地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならないとされています。令和8年2月25日付けで、農政課から変更についての意見照会があったものです。

萩市では、令和7年3月31日に26の地域計画が策定されました。策定時には、地域での話合いに農業委員さん、推進委員さんにご協力をいただきまして大変ありがとうございました。このたびの変更につきましては、議案の10ページから12ページの地域計画変更内容一覧のとおり、「地域内の農業を営む者」の追加や削除、属性の変更が主なものとなっております。

農業委員及び推進委員の皆様には、各担当地区の地域計画の変更について、文書で確認をお願いしたところ、複数の委員さんから修正等のご意見をいただきました。耕作者が亡くなられているなどの個別のご指摘については、農政課へつないで修正を依頼したところ

です。つきましては、議案9ページのとおり、すべての地域計画の変更について、意見なしとして意見書を交付しましたのでご報告いたします。

あわせて、現在、農政課が萩市ホームページにおいて、このたびの変更を反映させた計画（案）の公告縦覧を行っており、手続きが完了しましたら令和8年3月31日に地域計画が変更されることとなります。

今後も、地域計画の見直し、ブラッシュアップにあたっては、市と連携して、農業委員さん、推進委員さんのお力をお借りして進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第10号の報告は終わります。

#### (報告事案-2)

議 長 議案第11号「所有者不明農地における県裁定による農用地利用集積等促進計画の設定について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第11号「所有者不明農地における県裁定による農用地利用集積等促進計画について」ご説明いたします。議案書は13ページ、一覧表は14ページです。

所有者不明農地の貸借希望があった農地について、農業委員会による所有者の探索、公示を行い、公示後の異議申し立てがない場合は、その旨を農地中間管理機構、いわゆる公社へ通知を行います。その後、公社から県へ利用権設定の裁定申請がなされ、県知事による裁定、公告を経て、公社から耕作者である担い手へ利用権設定が行われることとなります。

14ページの一覧表は、令和7年度において、所有者不明農地の貸借希望があったもので、件数は5件、筆数の総数は22筆、全体の面積が39,013㎡の農地を市内の4法人へ利用権設定したものに なります。

今後は、特に10年間など長期の利用権設定を行っている農業法人等において、契約更新の際に所有者不明農地となったという事案も増えてくるものと推察されます。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第11号の報告は終わります。

報告事案-3)

議長 議案第12号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第12号第1項について説明します。議案は16ページです。

こちらは、農地法第4条の適用除外である農地法施行規則第29条第1号の、農業用施設の農地転用の届出の提出がありましたので、報告いたします。

なお、この案件は平成28年度から山口県が行っている●●●地区急傾斜地崩壊対策事業の施工のため、仮設迂回路として一時転用していたものを、この場所での工事終了に伴い、本来であれば現状復旧すべきところを、申請者がそのまま農業用道路として利用することになったため、農地法に基づき届出があったものです。

3月5日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から南東に2.6kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農用地区域内の農地及び農業公共投資の対象となっていない農用地区域内の農地です。

地番は●●●、登記は畑、現況は既に農業用道路となっているため荒廃、面積は16㎡、外5筆で合計面積は226.74㎡です。

申請地と宅地2筆、公衆用道路1筆、用悪水路1筆の一体利用地を含めた全体面積は385.74㎡です。

届出者は、●●●の●●●さんで、転用目的は、農業用道路(L=65.0m)の整備です。

申請地は、国道●●●線から●●●地区に730m入った高台にある農地で、届出者の●●●さんの家の隣にある農地です。

転用理由は、農作業の効率化を図るために、自宅の隣に作られた工事中仮設迂回路を、そのまま、幅員3.0m、延長65.0mの

農業用道路として利用するもので、226.74㎡の転用となります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側及び東側は申請者所有の田及び畑、南側に●●●さん所有の畑がありますが、隣接地農地承諾書もあり適当です。

なお、道路部分の一部に萩市所有の用悪水路を取り込んでいますが、県が仮設迂回路を整備する時に●●●に代替の農業用排水路を作っており、萩市も同意していますので特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、この配置図のように道路ができています。

排水は、雨水のみで、自然流下で隣接する田にある農業用排水路に流れ、汚水の発生はないため適当です。

被害防除計画ですが、埋立てを2mとし、整地して、表面の一部はコンクリート舗装及びバラス敷きとしているため、土砂等の流出の恐れは無く適当です。

次に現状の写真ですが、ここが●●●さんのご自宅で、ここに元々用悪水路があったのですが、これを付けなおして水路を作っております。写真のとおり、そのまま使用するという事です。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第12号の報告は終わります。

(報告事案-4)

議 長 議案第13号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第13号第1項について説明いたします。議案は

18 ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

3月5日、●●●委員さん、●●●委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南に1.2 kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は43 m<sup>2</sup>、ほか2筆で合計面積は303 m<sup>2</sup>です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、●●●というところで、県道●●●線沿いにある農地になります。

(写真の説明2枚)

申立てによると、申請地3筆は、令和7年に相続により取得したが、相続する以前より耕作をしていた記憶はなく、20年以上前から山林化しているとのこと。

本調査によると、申請地3筆は、竹が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第2項について説明いたします。

3月5日、●●●委員さん、●●●委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東に4.2 kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は85 m<sup>2</sup>、ほか6筆で合計面積は3,199 m<sup>2</sup>です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、●●●というところで、市道海坂線から山の中に入って行ったところにある農地になります。

(写真の説明5枚)

申立てによると、申請地7筆は、平成11年に相続により取得したが、相続する以前の平成5年頃には耕作を全面的に中止していたため、雑草・雑木が繁茂し、農地としての機能を喪失した現況となっているとのこと。

本調査によると、申請地7筆は、雑木等が生い茂り、農地として

の現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第3項について説明いたします。

3月2日、●●●職務代理、●●●委員さん、●●●推進員さん、  
●●●推進員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西に2kmに位置する、●●●

1824番1、登記地目は田、面積は741㎡です。

申請人は、●●●の相続人代表●●●さんです。

こちらが申請地で、●●●というところで、市道●●●線と市道  
●●●線が合流する所にある農地になります。

(写真の説明1枚)

申立てによると、申請地は、山林に接した農地であり、猪等の獣  
害が多いことから20年以上耕作しておらず休耕していたため、現  
況は竹が繁茂し荒廃しており、農地の体をなしていないとのこと  
です。

本調査によると、申請地は、竹が繁茂しており、農地としての現  
況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

以上、報告します。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、以上で議案第13号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了  
いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時5分 閉会